

## 企業立地促進条例が4月1日から改正になりました

仁木町における企業の振興を促進するため、仁木町企業立地促進条例が次のとおり変更になり、これまで限られた業種の企業が対象となっておりましたが、より多くの企業が施設整備した場合にも支援できるように、指定要件を緩和する内容に改正しました。町内に事業所を新設、移転又は増設する者に対し、下記の奨励措置を講ずることになりました。

奨励措置の内容	H21.3.31 まで	H21.4.1 以降
固定資産税の免除	工場、ソフトウェア業、試験研究施設、旅館業で 新設 投資額 1,000 万円以上 増設 投資額 500 万円以上	工場、ソフトウェア業、試験研究施設、旅館業で 新設・増設・移設 投資額 2,700 万円以上
助成金の交付 (固定資産税額を限度)	なし	新設・移設 投資額 1,000 万円以上 増設 投資額 500 万円以上
その他	(便宜供与) 1.道路その他関連施設の整備 2.土地の斡旋 3.雇用者の確保 4.その他町長が必要と認める便宜	(協力事項) 1.事業所の用地に関する資料の提供、斡旋等 2.用水の確保、労働力の充足その他事業所の経営に必要な事項に関する援助、協力等 3.事業所の開設に係る事務手続の円滑かつ迅速な処理 4.その他必要と認める事項

と の奨励措置を受けるためには、新たに増加する雇用者が新設の場合は5人以上、増設の場合は2人以上で、移設の場合は既存の雇用者を維持又は増加しなければなりません。

詳しくは、仁木町役場企画課企画調整係( 0135 - 32 - 3953 )までお問い合わせ下さい。